

「しまねっ子 すくすくプラン(後期計画)」の平成24年度末における進捗状況

「しまねっ子 すくすくプラン」における施策概要				平成24年度末における進捗状況						実施主体	
施策番号 及び 施策名称	事業名	事業期間	事業目標	現状値及び目標数値		24年度末 目標数値	24年度末 実績数値	進捗 状況	進捗状況に関するコメント	今後の見通し、25年度の方針等	担当課
				20or21年度	26年度						
基本理念Ⅲ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現											
基本施策9 子どもを守り育てる仕組みづくり											
9-① 子どもと家庭相談体制の強化											
◇市町村児童相談体制の強化支援	H22～H26年度	児童福祉の資格者を配置する市町村数	H21 16市町村	—	H26 21市町村	19	19	目標を達成した	平成17年度以降、市町村での相談窓口もだいに定着し市町村で扱う相談件数は増えており、その対応にあたる職員の資格として児童福祉司任用資格をもつ職員は順調に増えてきている。ただ、任用資格をもつ職員の異動もあることから、相談体制の環境整備を今後も積極的に進めていくことが必要。また市町村における主任児童委員の役割は大きく、研修事業を県社協に委託し実施している。	県が主催する市町村職員等専門研修会への参加の呼びかけを行い、多くの担当職員、関係機関の参加をいたしている。この研修会は児童福祉司任用資格研修としても位置付けており、今後も継続して開催し、児童相談所・市町村に児童福祉司任用資格職員の配置が進むよう環境を整えていきたい。主任児童委員の専門性向上のためにも継続して研修を実施する。	青少年家庭課
◇児童相談所の専門性の向上	H22～H26年度	—	—	—	—	—	—	—	一時保護所で保護する児童数は近年増加しており、10年前の倍の保護児童数となっている。ひきこもり等児童集団指導事業、親グループカウンセリング事業を各児童相談所で実施している。	今後も要保護児童の数は増加すると見込まれる。25年度も引き続き一時保護所に学習支援員を配置し体制の強化を図っていく。	青少年家庭課
9-② 児童虐待防止対策の充実強化											
◇早期発見・早期対応体制の連携強化	H22～H26年度	—	—	—	—	—	—	—	児童相談所における児童虐待対応の強化は大変重要な課題であり、法的対応、医学的対応など困難ケースには活用されている。また児童相談所職員の研修なども実施し専門的な知識・技能の習得に努めている。	今後も法的、医学的な専門的な立場からの助言等は不可欠である。児童相談所職員の研修も継続して実施していく。	青少年家庭課
◇子どもを虐待から守る意識の啓発	H22～H26年度	—	—	—	—	—	—	—	国作成のポスター、チラシに加え、県版で作成したチラシには各市町村の相談窓口を紹介するとともに街頭キャンペーンを実施している。子ども専用相談電話は直接子どもからの悩みやSOSを受け止める機能を担っている。	今後も児童虐待を発生した時の通告義務の周知など、早期発見・早期対応につながるよう広報活動を継続していく。また子ども専用相談電話事業を支援することで、子どもたちが直接声を聴いてもらえる体制を支援していく。	青少年家庭課
9-③ 社会的養護体制の拡充											
◇家庭的養護の推進	H22～H26年度	小規模グループケア実施箇所数	H21 4	—	H26 7	6	4	遅れているが、目標年度には回復可能	施設入所児童に対する自立支援の取組は被虐待児の入所が増加しており、家庭復帰に関しては慎重な判断と対応を必要としていることから、指標としている退所率は伸びていないものと考えられる。	現状で、退所率が劇的に伸びる状況にはない。しかし、児童養護施設等での自立支援の取組や、家庭支援専門相談員等が児童相談所と連携した家族調整等、関係機関相互の家族再統合を目指した連携により、必要な家庭復帰支援を継続して実施する。	青少年家庭課
◇自立援助ホームの設置・運営への支援	H22～H26年度	自立援助ホーム開設箇所数	H21 1	—	H26 1	1	1	目標を達成した	目標であった設置箇所数については達成している。	平成25年度中に2か所目の施設を設置予定	青少年家庭課